

宮城教育大学における設備整備等の推進に関する基本的な方針

令和6年1月19日制定

宮城教育大学（以下「本学」という。）は、「学術の中心として豊かな教養を与えとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって有為な教育者を養成及び輩出し、あわせて学術の深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的として掲げており、東北地方で唯一の教員養成単科大学である本学にとって、宮城県をはじめとする東北地方で中核的な教員養成機能を果たすことが本学の使命である。

この使命を達成するため、教育・研究基盤の充実を目指し、計画的かつ継続的に設備・機器（以下「設備等」という。）を充実・強化するとともに、全学の協働体制の下で、設備等の整備、維持管理、共用及び有効活用に係る取組を推進するために、宮城教育大学の教育研究機能の向上に向けた設備等の整備、維持管理、共用及び有効活用に係る取組の推進に関する規程第2条に基づいて本方針を定める。

1. 本学は、教育研究に必要な設備等を、東北地方を中心とした広域にわたり教員養成機能を果たそうとする本学の経営及び教育研究の重要な基盤であると捉え、学内における限られた保有資産を最大限活用するため、全学的なマネジメントによる戦略的な設備等の計画的・継続的な整備・共用を推進する。
2. 本学の教職員は、設備等の計画的な整備・共用を推進するに当たり、相互に連携し、設備等の利用環境の整備・運用について協働する。
3. 本学は、教育研究活動の基盤構築に資する設備等を戦略的に導入・更新する仕組みを構築するとともに、効果的な運用を行う。
4. 本学は、設備等の利用や老朽化の状況を的確に把握するとともに、多様な財源を活用することで、設備等に必要な経費の確保に努める。

附 則 （令6規第4号制定）

この規程は、令和6年1月19日から施行する。